

瀬戸市学校運営協議会規則をここに公布する。

令和5年3月13日

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤正彦

瀬戸市教育委員会規則第6号

瀬戸市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、瀬戸市立学校設置条例（昭和39年瀬戸市条例第15号）第2条の学校（以下「学校」という。）の運営（第11条第2項の規定により行われる運営をいう。以下同じ。）及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、瀬戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び学校の校長の権限及び責任の下、地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校の運営等への理解、協力、参画等を促進することにより、学校と地域住民等との相互の信頼関係を深め、協働して子どもの学びを支え、市民協働による学校づくりを実現することを目的とする。

(設置等)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、別表に掲げる学校に協議会を置く。ただし、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

- 2 前項の規定により協議会を設置した学校を、コミュニティ・スクールと呼称する。
- 3 教育委員会は、新たに協議会を置こうとするときは、当該設置に係る学校の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。
- 4 教育委員会は、新たに協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。  
(委員)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号の規定による非常勤の特別職とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 対象学校の通学区域に居住する住民
- (3) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (4) 対象学校の校長その他の教職員
- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、対象学校の校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の定数は、一の協議会につき15人以内とする。

4 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。ただし、再

任を妨げない。

- 2 前条第4項の規定による新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、対象学校の校長と協議の上、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長に報告及び説明を求めることができる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の第三者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 議長は、会議録を調整し、保管するものとする。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 協議会及び対象学校の運営等に支障を来たす行為
  - (2) 委員としての地位を営利行為及び政治活動、宗教活動等に利用する

行為

- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為  
(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、瀬戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第2号）に定めるところによる。

(委員の解任)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞職の申出があったとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 会長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(基本的な方針の承認等)

第11条 対象学校の校長は、次に掲げる事項に関する基本的な方針について、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び学校経営計画
- (2) 教育課程の編成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づいて学校を運営するものとする。

(学校の運営等に関する意見の申出)

第12条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、前条第1項の規定により承認された基本的な方針の実現に資する事項及び対象学校の教育上の課題を踏まえた事項とする。

(協議会の活動等)

第13条 協議会は、対象学校の運営等について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

3 協議会は、毎年度、対象学校の運営等について検証を行うものとする。

4 協議会は、部会等の必要な組織を置くことができる。

5 協議会は、教育委員会に対して、協議会の活動状況の報告を行うものとする。

(協議会の適正な活動を確保するために必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の活動状況についての的確な把握を行い、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の活動が適性を欠くことにより、対象学校の運営等に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、当該協議会の適正な活動を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

学校の名称	学校の位置
瀬戸市立陶原小学校	瀬戸市原山町1番地の3
瀬戸市立效範小学校	瀬戸市效範町1丁目1番地
瀬戸市立水南小学校	瀬戸市東松山町154番地
瀬戸市立幡山東小学校	瀬戸市八幡町455番地
瀬戸市立幡山西小学校	瀬戸市幡西町203番地
瀬戸市立長根小学校	瀬戸市東長根町166番地
瀬戸市立原山小学校	瀬戸市原山台3丁目98番地
瀬戸市立東山小学校	瀬戸市東山町71番地
瀬戸市立萩山小学校	瀬戸市萩山台2丁目22番地
瀬戸市立八幡小学校	瀬戸市八幡台3丁目1番地
瀬戸市立にじの丘小学校	瀬戸市中山町1番地の57
瀬戸市立水無瀬中学校	瀬戸市原山町1番地
瀬戸市立南山中学校	瀬戸市ひまわり台5丁目1番地
瀬戸市立幡山中学校	瀬戸市幡中町106番地
瀬戸市立光陵中学校	瀬戸市萩山台9丁目244番地
瀬戸市立にじの丘中学校	瀬戸市中山町1番地の57
瀬戸市立瀬戸特別支援学校	瀬戸市萩山台2丁目22番地
瀬戸市立瀬戸特別支援学校光陵 校舎	瀬戸市萩山台9丁目244番地